若年性認知症とは？

65 歳未満で認知症を発症した場合「若年性認知症」と診断されます。もの忘れなどが出現しても年齢が若いため、医療や相談等につながりにくく、働き盛りの世代で発症するため、ご本人だけでなくご家族の生活にも影響が大きいと考えられます。

抱え込まずに、まずはこちらの窓口までご相談ください。

相談無料

相談（面談）内容の一例

社会保障制度……申請はどうすればいい？どんな制度が使える？

認知症への対応……勤めながら若年性認知症の親を看ていきたい。どんなサポートがある？

就労支援……若年性認知症の診断を受けたが仕事は続けられる？

医療情報……自己負担を抑えたいけど、どうすればいい？

社会資源……若年性認知症当事者のサポート施設はどこにある？